

法人会だより

かつしかの窓

2021
Vol.385
錦秋

金町駅前も
再開発で
ピカピカだね

ぼくも
ピカピカだけどね

Contents

葛飾人	2~3
葛飾企業人	4~5
葛飾税務署定期異動のお知らせ	6~7
法人会の「令和4年度 税制改正に関する提言」まとまる	8~9
新任役員のご紹介訂正/Book Review...	10

法人会活動レポート	11
私の仕事	12
葛飾都税事務所からのお知らせ	13
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	14
説明会のご案内/編集後記	15

「かつしかの窓」
表紙作者

謎?のイラストレーター 「かつしかかけた」とは?





葛飾法人会会報の表紙のイラストを描かれているのが葛飾在住のイラストレーターかつしかけいたさん。葛飾にもこんな場所が?という風景と近所にいそうな家族の会話の独特な雰囲気のイラストが好評です。

●葛飾との縁

かつしかさんは図書館で働きながらイラストを描かれていました。2011年に立石の旧小林薬局でイラストの展示をした時に法人会会員の目に留まり、法人会の会報表紙イラストを描くことに。その他にも立石フェスタのグラフィック関連、中央図書館の展示など地元葛飾でのご縁が続き、同時に葛飾以外でのイラストの依頼も増え、イラストレーター専業となりました。

●イラストを描くきっかけ

かつしかけいたさんがイラストを描くのに影響を受けたのは高校時代に出会ったアメリカの漫画家エイドリアントオミネ氏。日本の漫画とはまったく違う画風はかつしかけいたさんの独特なタッチにも通じるものがあります。

●これから

現在、イラストの仕事の他、かつしかFMヨルスタ!第二週にMCで出演中。生のかつしかけいたさんの声を聴くことができます。イラストではイラスト集が来年発売予定、連載も準備中とのこと。葛飾を飛び越えての活躍が期待されています。

プロフィール

葛飾区在住。イラストレーター、マンガ家。葛飾法人会会報表紙の他、雑誌「ユリイカ」「アイデア」などの雑誌表紙絵なども。外国のコミック、イラストの造詣も深い。葛飾FMヨルスタ第二週出演中。2022年にイラスト集発売、連載もひかえている。



ツイッター



インスタグラム



第20回

葛飾
企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON



四つ木から発信 オリジナル製品の開発

株式会社ハヤブサ技研

代表取締役
濱 義人

だれもが一度は見かけたことがあるプールのシャワールームにある水着脱水機や新型コロナウイルス対応次亜塩素酸水「クリンデオ」を四つ木で作り続ける町工場。

Q 水着脱水機はどういった経緯で開発されたのでしょうか。

A きっかけはスポーツクラブの経営者からの相談でした。当時は水泳をした後は濡れた水着を持ち帰るのが当たり前だったのを「なんとかならないか」という話でした。

開発に3年ほどかかり、やっとできた製品を持って行くと値段が高過ぎると断られてしまいました。そこで新宿のホテルに売り込みに行ったら納入してくれたのです。お客様がホテルのプールで泳いだ後、濡れた水着の取扱いに困っていたそうです。

Q 全自動血圧計やコーヒーマシンの開発・販売もされています。

A 「全自動血圧計」は起業する前に医療機器を扱っていた繋がりで販売しております。今でこそ血圧計はスポーツ施設や公共施設にあり、気軽に血圧が測れますが、それまで

は病院でしか測れなかったのです。そういった意味で画期的な製品だと思っています。「コーヒーマシンのフィルター専用脱水機はコーヒーマシンの洗淨、脱水を最短5秒で行います。こちらは大手喫茶チェーンのリクエストでした。水着脱水機を応用して作られています。

Q 他にない製品を開発されていますが、起業前も製品開発といたしてお仕事をされていたのでしょうか。

A まったく違う仕事をしていました。大学卒業後に営業マンになりましたが、心機一転会計事務所に入り会計士を目指していたこともあります。その後、また会社員に戻り、今で言うヘッドハンティン

グで事業が傾いた企業の立て直しを行っていたのです。約240社ほどの様々な会社に行きました。その間に水着脱水機のベースとなったモーター関連の仕事にも関わりました。そして起業にあたって会計が分かるというのはとても役に立ちました。今まで様々な経験を積みましたが、どれも後の起業や製品開発につながっていたのだと思います。

Q 最後に法人会の会員に向けて一言お願いします。

A 今までバブル崩壊、リーマンショック、東日本震災と大変な困難を乗り越えてきました。しかし現在のコロナ禍は今までとまったく状況が違い先が見えませんが、当社も試行錯誤している最中ですが、いつか必ず良い方へ進むと信じています。法人会の会員の方、特に若い方には我慢してがんばって、これからの法人会を盛り上げてほしいと思います。

株式会社ハヤブサ技研
<https://hayabusa-g.co.jp/>

本社：東四つ木1丁目22番1号 葛飾区東四つ木工場ビル2F
 TEL：03-5672-5881 FAX：03-5672-5882

HAYABUSA
 【総合カタログ】

- 全自動脱水機
- 除湿乾燥機
- 空気乾燥機
- 多目的洗浄機
- 脱水機・スリム
- ME製品

人と地球にやさしい **hayabusa ハヤブサ技研**

【商品ラインナップ】

消毒に便利なミニボトルが、いつでも持ち運びが簡単です。

① クリンデオスプレー	500ml	オープン価格
② クリンデオスプレー	3000ml	オープン価格
③ 全自動クリンデオ	5L	オープン価格
④ 全自動クリンデオ	20L	オープン価格

★新登場！ミニボトルが、いつでも持ち運びが簡単です。いつでも消毒が簡単です。

NEW
ハヤブサ 7 シリーズ

最新鋭ミニボトル内蔵の「クリンデオ7シリーズ」は、本製品を使用しています。

スタートボタンを押すと同時に、クリンデオが自動で消毒作業を開始します。クリンデオが、乾燥機やワイルスを除去し、高濃度臭を消滅させます。

■H2O2 7.4% (高濃度消毒) *EPR100 (保証)
 ■H2O2 7.0% (標準消毒) *EPR100 (保証) *本体 ¥661,000 (税込)
 ■オプショントの高級センサー付き脱水機は別売になります。

※H2O2 7.4% (高濃度消毒)は、消毒力の向上により、従来のH2O2 7.0% (標準消毒)よりも効果的です。

Disinfectant Spray
CLINDEO
 ~クリンデオ~
 高濃度殺菌番号 5515976

株式会社ハヤブサ技研
 人と地球にやさしい

全自動血圧計
 TM-2657
 Technology You Can Trust
AD
 A&D Medical

診之助 Slim
 Shinnosuke

省スペース！かんたん操作！
 基本に忠実な腕帯(ワフ)構造で、自動測定！
 病院外来・検診・透析・クリニック・薬局・スポーツ施設・公共機関・健診・企業健康診断など、幅広い場面で活用されています。

AD エアードイ

葛飾税務署定期異動のお知らせ

新署長に井上氏、
大石署長は、ご勇退に!!

● 着任のご挨拶 ●



長 栄 一
署 上 井
い ち えい うえの

深秋の候、公益社団法人葛飾法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

七月の定期人事異動により、東京国税局調査第四部統括官から葛飾税務署長を拝命いたしました井上と申します。前任の大石同様、よろしくお願い申し上げます。

葛飾法人会の皆様方におかれましては、正しい税知識の普及と納税意識の高揚のため、様々

な公益活動を活発に展開され、会員企業並びに地域社会の健全な発展に大きな役割を果たされており、私ども税務行政に携わる者として大変心強く感じております。増田会長をはじめ役員の皆様方のご尽力と熱意ある活動に対しまして深く敬意を表する次第であります。

さて、昨年来から新型コロナウイルス感染症につきましては、十月一日に緊急事態宣言が解除され、収束の方向へ向かっていくものの、まだまだ予断を許さない状況であり、会員の皆様方の中にはご事業への深刻な影響がある方が多くいらっしゃると思います。国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) におい

て当面の申告や納税などに関して寄せられた質問を取りまとめ「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を公表し、随時内容を更新してまいりますので、お役立ていただけますと幸いです。

また、本年十月からは、令和五年十月に導入予定の消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度における適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が始まりました。税務署としましては、皆様に制度の内容を十分ご理解いただけるよう、周知・広報等に取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援、

ご協力を賜りますようお願い申し上げます。法人会の会員の皆様方におかれましては、スマートフォンやパソコンからの e-Tax (電子データ) による「登録申請」と「登録通知の受領」を是非ともお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

法人会関係署幹部のご紹介



法人課税第1部門統括官

きよし ゆうじ
清 裕治

出身地 奈良県

コメント この度の人事異動で、芝税務署より異動してまいりました。1年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



総務課長

あめ みや じゅん
雨宮 純

出身地 千葉県

コメント この度の定期異動で、北沢税務署より異動してまいりました。1年間どうぞよろしくお願ひいたします。



副署長

しば はら しんじ
柴原 伸二

出身地 長崎県

コメント 葛飾税務署勤務2年目となりました。引き続き、税務行政に御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。



法人課税第2部門源泉審理上席

ふじ えだ えり
藤枝 恵里

出身地 東京都

コメント この度の人事異動で、市川税務署より異動してまいりました。1年間どうぞよろしくお願ひします。



法人課税第1部門法人審理上席

いし つ ゆみこ
石津 由美子

出身地 長野県

コメント この度の人事異動で、武蔵府中税務署より異動してまいりました。1年間どうぞよろしくお願ひいたします。



法人課税第2部門統括官

せき や のりこ
関矢 範子

出身地 兵庫県

コメント この度の人事異動で、大森税務署より異動してまいりました。これから1年間どうぞよろしくお願ひします。

葛飾税務署 新名簿 (令和3年人事異動)

《令和3年7月10日現在》

役職名	令和3事務年度		役職名	令和3事務年度	
	氏名	異動元		氏名	異動元
署長	井上 栄一	局・調査第四部・統括官	法人第4統括官	赤川 紀子	江東西署・法人1・連絡調整官
副署長(法)	柴原 伸二	(留任)	法人第5統括官	垣本 幸伸	(留任)
副署長(総)	三芳 栄一	局・総務部・企画課・課長補佐	法人第6統括官	奥村 喬	(留任)
特別国税調査官(法)	杉本 眞一	(留任)	法人第7統括官	小倉 俊樹	(留任)
特別国税調査官(法)	村上 一義	(留任)	審理専門官(法人)	中嶋 隆浩	(留任)
総務課長	雨宮 純	北沢署・総務課長	連絡調整官(法人)	佐藤 ゆう子	小石川署・法人1・総括上席
法人第1統括官	清 裕治	芝署・法人3・統括官	法人(審理上席)	石津 由美子	武蔵府中署・法人1・上席
法人第2統括官	関矢 範子	大森署・法人2・統括官	源泉(審理上席)	藤枝 恵里	市川署・法人2・上席
法人第3統括官	外山 幸二	神田署・情報技術専門官	総務課長補佐	濱垣 宏司	局・課税第二部・酒税課・係長

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」まとめ

コロナ禍の影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける 中小企業に、実効性のある対策を！

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」などからなっている。

全法連では、全国75万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単体会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財制改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳入・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

○感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

○社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえで、その役割と範囲を改めて見直す必要がある。次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

○医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応な

ど大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

3. 行政改革の徹底

○地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

・国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国と地方の公務員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

○中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 法人税関係

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、80万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応する

のが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型「コロナ」は小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求めらる。

4. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件

として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求めらる。

○取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

IV 震災復興等

○政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○環境問題に対する税制上の対応として、欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われらる必要がある。

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

VOL.384(盛夏号)の6ページ 新任役員のご紹介訂正及びお詫び



立石西支部長
竹内 豪



青年部会 副部長
山本 栄悟

前号の新任役員のご紹介のコーナーにおいて、お名前と支部名に一部誤植がありましたので、ここに訂正とともに関係者各位にお詫び申し上げます。

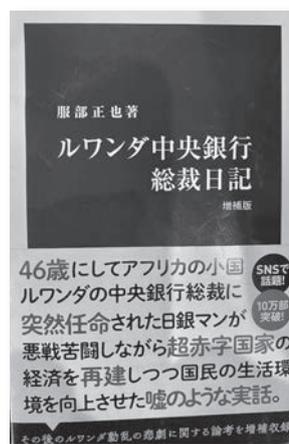


Book Review

ルワンダ中央銀行総裁日記

服部正也

中公新書 一九七二年初版
二〇二二年増補版



■誇るべき日本人がいた

令和三年の増補版が多く
の若いビジネスマンに支持さ
れ、販売部数二〇万部を超え
たという。

一九六五年、日本銀行マン
であった著者は、IMFに出
向中、戦火収まらぬ東アフリ

リカの小国であるルワンダの中央銀行総裁として派遣された。当時のカイバンダ大統領に経済再建計画立案を依頼され、アフリカ最貧国の経済を立て直し、たった六年でアフリカ発展の模範生とまで言わしめ、中位国までに押し上げた成功譚である。旧版に一九九四年の世界を震撼させた同国の「大虐殺」に関する手記と国際銀行マン大西義久の一文を付す。

著者が取り組んだのは通貨改革と均衡型予算の成立だった。そして外国人の優遇税制にメスを入れた。さらに同国の持続的発展は農業にありとし、現地人の声を聴き、市場を整備し、商業者を育て、流通網とその設備の充実だ。

既得権益層からの様々な妨害を乗り越えて人種差別を排し、ルワンダ人の自助努力によって経済発展に導いた「現場の人」であった。すべてはルワンダ国民の将来を憂う大統領と金融のプロとしての真剣の打合いのような対話から始まるのであるが、感動的な場面である。政治と民生の安定とはこのような決意と決断から始まると思わせる。

各章末にはぜひ読んでみたい資料が掲げられていて知的興味こそられる好書。

法人会活動レポート

青年部会

7月19日

「青年部会研修会」



講師に税理士の田淵宏明氏を招き講義を行った。コロナ禍の中、参加できない方々へも後日「YouTube」にて研修を受けられるように動画撮影も同時に行った。

女性部会

7月8日

「施設慰問」



施設の皆様、明るく穏やかな姿が印象的でございました。コロナ渦の中、こころよく私達を館内に案内くださり、皆さんにお会いできたことを施設長の吉倉様・担当の斉藤様に感謝いたします。

葛飾法人会では、コロナ禍の対策としてオンラインによる各種セミナーを開催致しました。

- ・オンライン情報端末活用講座 8月26日
- ・オンライン簿記入門講座 9月2日～15日

当会ホームページでもお知らせしています。

<https://katsuhou.net/>

女性部会

10月22日

絵はがきコンクール選考会



葛飾法人会館3階大会議室にて、コロナウイルス感染対策をしっかりと行い、今年も厳正に絵はがきの選考を行いました。

従業員の退職金準備は

とく たい きょう
特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



私の仕事

亀有支部長

松澤 潤

この度亀有支部長を拝命致しました(有)マルミ商事の松澤と申します。弊社は不動産業を生業としておりますが、その中で印象深い出来事をご紹介します。と思っています。

間一髪助かったビル一室の購入話

不動産業に携わりすぐの出来事です。とある不動産業者より買わないかという話がきました。それは都内C線の駅から徒歩7分程の商業・住居の複合ビルでした。5階建てのそれなりの年数の経過したビルです。私は1階から4階まで階段でそれとなく様子を見ながら確認し、4階の部屋を見ました。商売になるのではないかと。そう思い、そのビルを後にし、近隣の不動産業者に弊社と面識のある業者がいたため、どんなもんだらうかと尋ねてみました。

「まさか○○ビルじゃないよね？」開口一番まさにそのビル名でした。「行ったんだよね？ちゃんと5階見た？」と。言われてみれば5

階は見えていない。「行ってごらん。」私はすぐに5階に向かいました。すると分厚い玄関扉が大きく開かれ、中からは独特の雰囲気：。監視カメラも2〜3台。1台は階段を向いています。俺、映ってるじゃん。すぐに階段を静かに降り、ビルを出ました。当然、購入はお断りです。

数日後、新聞にあるニュースが。荷物配達員がそこに代金引き換えの荷物を届けたところ、脅されて荷物を取られそうになり、驚くことに屈強な配達員は取り押さえたそうなのです。自分だったら、と思うと同時に、事前の物件調査はしっかりしなくてはいけないという戒めとなっています。

土地の売買で・・・

皆さん土地の売買はそう頻繁にあるものではないと思います。これはK区内のある土地を仲介した際の話です。それは東日本大震災の年でした。広めの土地に建物2棟があり、

更地にして売却することが決まっています。建物を解体するなかで、何か堅い物が重機に当たると連絡をもらい、現地を見に行きました。掘っても掘っても全景が見えてきません。出てきたのはなんと防空壕でした。初めて見る全景を晒した防空壕。平和な下町の景色の下に未だに戦争の遺物が眠っていたことが衝撃的でした。皆様も土地の売買をする際は地中埋設物をどう扱うのかという点にご注意ください。結局、売主さんには今で言う契約不適合責任(当時は瑕疵担保責任)において結構な額の撤去費用を負担していただきました。土の中には何が眠っているのかわかりませんね。ちなみに現在でも地中埋設物、特に建築物のガラなどはかなりの確率で出ます。

不動産取引は場合によっては大きな損害を被ることもあります。法人会という様々な専門家と交流を持てる場に居られることは私の財産だと思っております。ご縁があり、皆様のお役にたてば幸いです。

末筆ではございますが、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- ◇ いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- ◇ スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- ◇ 手数料はかかりません。



利用できるアプリ (令和3年11月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日(火)	12月29日(水) ～1月3日(月)	1月4日(火)
都税の納付○	○	×*	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の発行○	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※ 閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

また、パソコン等からのクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。

【お問合せ先】 所管する各都税事務所

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

<問い合わせ先> 納税係 03-5654-8280

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合はご相談ください。
 収支状況等により分割納付や猶予制度を利用できる場合があります。収支状況等を確認しながら対応いたしますので資料をご準備いただきご連絡ください。
 ※猶予制度は納税が免除されるものではありません。延長された納期限までにご納付いただく必要があります。
 ※分割納付は約束された計画どおりに納付いただく必要があります。

給与支払報告書の提出期限は令和4年1月31日です

令和3年中に従業員に給与の支払いがあった場合は、令和4年1月1日現在に従業員の住所がある区市町村へ、給与支払報告書を提出してください。(退職者・パートの方などすべて対象です。)

◎提出していただく書類

提出書類は、必ず令和4年度様式で提出してください。様式は葛飾区ホームページからもダウンロードできます。

①給与支払報告書（総括表）

令和3年度に特別徴収をされている事業所の方には「葛飾区提出用総括表」を12月1日に葛飾区から送付しますのでご使用ください。

②給与支払報告書（個人別明細書）

記載漏れがあると、適正に課税できない場合がありますので、ご協力をお願いします。

③普通徴収切替理由書

次の理由により特別徴収ができない（普通徴収希望）場合は、該当者の**個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由の符号（「普F」など）を必ず記載し、総括表・普通**

徴収切替理由書と併せて提出をお願いします。

なお、下記の「普通徴収切替理由」以外の理由で普通徴収にすることはできませんのでご注意願います。

符号	【普通徴収切替理由】
普 A	総従業員数が2人以下 (総従業員数から以下の普 B～普 F の理由に該当する全ての従業員数(他区市町村分を含む)を差し引いた人数)
普 B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)
普 C	給与が少なく税額が引けない
普 D	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない。)
普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普 F	退職者や令和4年5月末日までに退職予定の者、令和4年6月以降退職の者

◎提出先

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1
 葛飾区総務部税務課課税係

新型コロナウイルス感染症による行動の変化等から、区内事業者向けの年末調整に関する説明会は、今年から開催しないことといたしました。源泉所得税の法定調書は葛飾税務署(立石8-31-6)で、給与支払報告書は葛飾区役所税務課課税係(区役所3階321番)で配布します。
 給与支払報告書は郵送による請求も可能です。葛飾区ホームページからもダウンロードできます。

給与支払報告書は電子データによる提出をお願いします。

給与支払報告書については、基準年(前々年)における給与の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上あるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務化されています

- eLTAXで提出する場合は、地方税ポータルシステム(地方税共同機構)へお問い合わせください。eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- 光ディスク(電子データ)で提出する場合は、税務課課税係(03-5654-8550)へお問い合わせください。

■ 表紙のイラストについて ■



「金町六丁目地区第1種市街地再開発事業」に伴い、金町駅南口に新たな複合施設が誕生しました。施設の前には江戸川の取水塔を模したベンチも作られ、金町駅前の新たなシンボルとなっています。

早速この場所を訪れた二人ですが、新しいピカピカの施設を見た弟はピカピカの一年生としてライバル心を燃やしているようです。

イラスト：かつしかけいた

● 編 集 後 記

令和3年の「錦秋号」をお届けします。

巻頭には本誌の表紙をお願いしている素顔のかつしかけいた氏に登場いただきました。「葛飾の企業人」は（株）ハヤブサ技研の濱社長、独創的なアイデアで開発した除菌剤はこのコロナ禍で非常に評判も高いものです。波瀾万丈の企業人生を伺って参りました。

さて、緊急事態宣言も解除され、葛飾の街々にも人々の笑顔が戻りつつあるようです。コロナ・ウイルスは人と人との交流を決定的に遮断しましたが、これから失った日々を回復できるのか、まだまだ試練は続きそうです。

わが葛飾法人会にもあの賑わいを取り戻したいものと願ってやみません。(S)

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
1月18日(火)	13:30~16:00	葛飾法人会館
3月2日(水) 4日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月4日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
5月12日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
6月3日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
1月21日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月6日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館

1月以降の説明会も新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合がございます。

税 務 相 談

月1回、1時間まで無料!

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください!

☎ 3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

かつしかの窓
Vol.385

令和3年11月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <https://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net
発行人 増田 充 孝 編集人 鈴木 隆 文



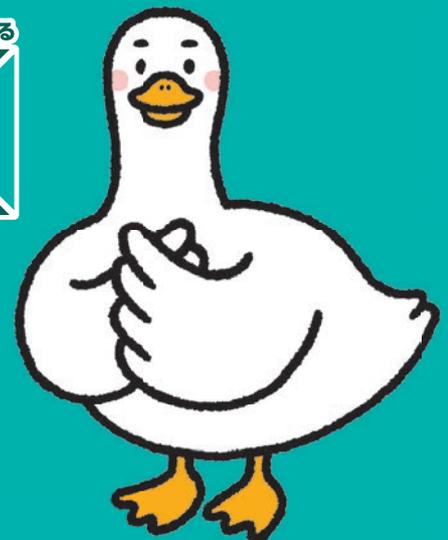
経営者大型総合保障制度は
「会員企業を守りたい」という法人会の強い思いから
1971年(昭和46年)に誕生し、
2021年(令和3年)に創設50周年を迎えました。
思いをつないで50年。
大同生命は「経営者大型総合保障制度」を通じて、
これからもみなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

東東京支社/東京都江東区亀戸2-26-10(立花亀戸ビル8F)
TEL 03-5626-6161

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

今からはじめましょう。
アフラックから、
しっかり頼れる介護保険、誕生。



人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

- 特長1 要介護1以上に認定された場合、**一時金をお支払い**します
- 特長2 要介護3以上に認定されている場合、**介護年金をお支払い**します
- 特長3 要介護1以上に認定された場合、**以後の保険料のお払込みは不要**です

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

